



平成 28 年 5 月 27 日

各 位

上場会社名 株式会社ビーアールホールディングス
代 表 者 代表取締役社長 藤田 公康
(コード番号 1726)
問合せ責任者 取締役管理本部長 山縣 修
(TEL 082-261-2860)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び 内容改定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、取締役（社外取締役及び監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容改定についての承認を求める議案を、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 14 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬等の額を改定する理由

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額は、平成 27 年 6 月 25 日開催の第 13 回定時株主総会において、取締役報酬額とは別枠で年額 30 百万以内とご承認いただき今日に至っております。

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬を当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とするものであります。

今般、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 14 回定時株主総会において「定款一部変更の件（取締役の員数）」及び「取締役（監査等委員であるものを除く。）7 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと取締役が 2 名増員されること、第 13 回定時株主総会後の経済情勢の変化や当社の企業価値の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額を取締役報酬額とは別枠で年額 60 百万円以内と改めさせていただきますと存じます。

なお、第 14 回定時株主総会において「取締役（監査等委員であるものを除く。）7 名選任の件」が承認可決されますと、本件の対象となる当社の取締役の員数は 4 名となります。

この報酬額の改定に伴い、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割当てる新株予約権の内容を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

2. 株式報酬型ストックオプションとして割当てる新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は新株予約権 1 個当たり 100 株とする。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 80,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

800 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権 1 個あたりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社取締役の地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以 上